

松江歴史館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

松江歴史館の設置及び管理に関する条例（平成 22 年松江市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前																								
別表第 1(第 5 条、第 18 条関係) 略	別表第 1(第 5 条、第 18 条関係) 略																								
備考 <p>1・2 略</p> <p>3 使用許可時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、<u>その超える時間の属する午前、午後又は夜間の使用料の</u>1 時間当たりの算出料金(午後 5 時から午後 6 時までのときは、夜間 1 時間当たりの算出料金)を加算する。<u>ただし、</u>この場合において、超過時間が 1 時間に満たないときは、1 時間に切り上げる。</p> <p>4 略</p>	備考 <p>1・2 略</p> <p>3 使用許可時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、_____</p> <p>1 時間当たりの算出料金(午後 5 時から午後 6 時までのときは、夜間 1 時間当たりの算出料金)を加算する。<u>ただし、</u>この場合において、超過時間が 1 時間に満たないときは、1 時間に切り上げる。</p> <p>4 略</p>																								
別表第 2(第 16 条関係)	別表第 2(第 16 条関係)																								
<table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">観覧料</th></tr><tr><th>個人</th><th>団体(20 人以上)</th></tr></thead><tbody><tr><td>基本展示 (1 人 1 回につき)</td><td>700 円</td><td>560 円</td></tr><tr><td>企画展示 (1 人 1 回につき)</td><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	区分	観覧料		個人	団体(20 人以上)	基本展示 (1 人 1 回につき)	700 円	560 円	企画展示 (1 人 1 回につき)	略		<table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">観覧料</th></tr><tr><th>個人</th><th>団体(20 人以上)</th></tr></thead><tbody><tr><td>基本展示 (1 人 1 回につき)</td><td>大人 小人</td><td>700 円 350 円</td><td>560 円 280 円</td></tr><tr><td>企画展示 (1 人 1 回につき)</td><td>略</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	区分	観覧料		個人	団体(20 人以上)	基本展示 (1 人 1 回につき)	大人 小人	700 円 350 円	560 円 280 円	企画展示 (1 人 1 回につき)	略		
区分		観覧料																							
	個人	団体(20 人以上)																							
基本展示 (1 人 1 回につき)	700 円	560 円																							
企画展示 (1 人 1 回につき)	略																								
区分	観覧料																								
	個人	団体(20 人以上)																							
基本展示 (1 人 1 回につき)	大人 小人	700 円 350 円	560 円 280 円																						
企画展示 (1 人 1 回につき)	略																								

年間観覧 (1人1年につき)	2,100円	年間観覧 (1人1年につき)	大人	2,100円	
			小人	1,050円	
備考		備考			
1~3 略		1~3 略			
<u>4 中学生以下は、無料とする。</u>		<u>4 大人とは、中学生、小学生及び未就学児以外の者をいう。</u>			
<u>5 略</u>		<u>5 小人とは、小学生及び中学生をいう。</u>			
<u>6 未就学児</u> は、無料とする。		<u>6 未就学児</u> は、無料とする。			
<u>7 略</u>		<u>7 略</u>			

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。